

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 池田 真歩

本論文は、住民の受益と負担に関わる意思決定を行う仕組みを「代議システム」と定義し、19世紀の最後の四半世紀の東京におけるそれを検討する。19世紀末の東京市会は、新聞の論説で、議員の無能さや有権者の無関心が指摘されていた。明治32(1899)年には衆議院議長を務めたこともある星亨が市会議員に当選し、市会の主導権を握るが、市の下に置かれていた15の区会の多くから反発され、路面電車を民営事業として進める方針を決定したほかは政策構想を実現しないまま、2年後に暗殺される。先行研究は、星の活動を台頭しつつある地場資本家の政党への取り込みととらえ、あるいは星が、強い自治意識を持って市会議員の予選を行っていた公民団体による既存の政治秩序と衝突したことを重視した。これに対して本論文は、東京都公文書館所蔵文書や当時の新聞などを博搜した実証的な研究により、東京の代議システムの不振と、市会と区会が対立した事情を、以下のように説明する。

第一に、明治11年の地方三新法により多くは地主であるがゆえに府会、区会の選挙権者となった人々は、区の発足前から小学校建設資金の負担などを求められていた。彼らの多くは、区会で区費の賦課を議論することより、「区の名士」として区長を中心に結集し、衛生会、教育会などを結成して寄付により区内公共に貢献することを重んじた。有力有権者が明治20年代に公民団体を結成して市会、府会、衆議院議員選挙の予選を行うのも、「区の名士」としての活動の一環であった。

第二に、全国の府県会が民力休養を求めた明治10年代半ばには、東京府会は府知事と連携して、江戸時代の町会所積金を継承した共有金を使用し、また市区改正を国家事業に格上げすることで深刻な争点を回避し、その結果府会が住民の受益と負担をめぐる代議システムとして本格的に機能するには至らなかった。

第三に、明治22年の市制施行によって開設された東京市会では、当初は元老院議員や府知事の経験者を中心にインフラ整備消極論が主流であったが、日清戦争後には一部実業家や世論の要望に押されて積極論に転換しつつあった。星はそのような状況を背景に市会議員を自らの陣営に引き込んだが、区会議員を中心とする有力有権者にはそのような意識は浸透しておらず、彼らは地域の代表であるべき市会議員の裏切りととらえ対決した。

区の意味を江戸時代からの都市社会の移行の中でどのようにとらえるかといった背景の説明には課題も残るが、名望ないし財産がある人が分厚く存在した東京では、受益や負担を決定する政治過程に対して必ずしも強い関心を持ってはいない人々が代議システムを構成し、それが不安定性と、区と全市レベルの二重性を生み出したという説得的な説明に成功しており、当時の議会制やその後の大都市自治を考える上でも示唆に富んでいる。よって本委員会は、当該論文を博士(文学)の学位を授与するにふさわしい業績と判断する。